

# 公益目的事業の判断基準(案)

平成20年6月12日

東京都公益認定等審議会

## 目 次

1	はじめに -----	1
2	公益目的事業の判断基準（案）-----	2
3	東京都「公益目的事業の判断基準」の位置づけ-----	5
4	公益法人の認定と公益目的事業の判断 -----	6
5	公益目的事業の判断基準（案）の逐条説明 -----	7
6	（資料）東京都公益認定等審議会条例 -----	17

## はじめに

公益法人制度改革については、平成18年6月、公益法人制度改革3法が成立し、平成20年12月の施行が予定されています。

公益認定については、国における政・省令が制定され、本年4月には、内閣府公益認定等委員会において「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」が公表されました。

東京都においては、平成19年3月に東京都公益認定等審議会条例が制定され、平成20年1月に東京都公益認定等審議会が発足しました。

当審議会は、法令に基づき、また国のガイドライン、チェックポイントも参考にしながら公益性の判断を行いますが、都が所管する法人には、住民に対して直接に事業やサービスを行うものが多いなど、国が所管する法人とは異なった性格や活動が見られます。

このため、当審議会は、都における地域特性や事業内容を踏まえて公益認定を行うための「公益目的事業の判断基準(案)」を作成しました。

今後、この判断基準(案)について都民の皆様からの意見募集を行い、いただいた意見をもとに検討し、当審議会の判断基準とするとともに、都知事に対して意見具申する予定です。

## 公益目的事業の判断基準（案）

### （目的）

第1 この基準は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）に基づき、東京都公益認定等審議会が公益認定を行うに当たり、その前提となる公益目的事業に関する判断基準を明らかにすることを目的とする。

### （基本理念）

第2 公益目的事業の判断に当たっては、認定法第2条第4号の「別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」であるかを、以下の理念のもとに判断する。

- (1) 民間の団体（社団法人・財団法人）における自発的で多様な活動を促進するものであること。
- (2) 公益の増進に寄与するものとして、都民からの支持や支援を得られるものであること。
- (3) 公益法人制度の社会的信用を損なわないこと。

### （総合的判断）

第3 公益目的事業の判断に当たっては、当該事業の目的に照らして、対象、内容、方法等から総合的に判断する。

### （事業の対象）

第4 事業の対象については、以下のいずれかに該当している必要がある。

- (1) 事業の対象者について要件を課していないこと。
- (2) 事業の対象者について一定の属性や資格等の要件を課している場合は、事業の目的を実現するために必要な要件であると認められること。
- (3) 事業の対象者について法人の構成員のみに限定していないこと。但し、認定法の別表各号の事業目的に直接貢献する場合はこの限りではない。
- (4) 事業の対象地域が最小行政単位である区市町村区域以上であること。又は、その区域の歴史的経緯等から区市町村区域に準ずると認められるものであること。
- (5) 事業の対象が特定の施設や区域であっても、その施設や区域の利用者が主として区市町村区域と同等以上とされていること。

### （事業の内容）

第5 事業は、認定法の別表各号に掲げる事業分野であり、以下の各号のいずれかに該当し、かつ認定法第1条の目的及びこの基準の第2に掲げる基本理念に沿う内容（規模を含む）のものであることが必要である。

- (1) 社会経済情勢の変化や多様な住民ニーズに対応して、民間の団体が自発的に行う事業については、広く社会に利益をもたらすものであること。
  - (2) 公共の福祉に直接貢献することを目的として、法令により民間の団体が行うものとされている事業及び補助金等により民間の団体が行うことを促進する事業については、当該法令又は補助金等の目的及び要件に準拠していること。
  - (3) 前号に掲げる事業と類似の事業については、その事業目的等に応じて、社会にもたらす利益が同等以上のものであること。
  - (4) 行政からの受託事業については、公共の福祉に直接貢献することを目的として民間の団体の専門性・効率性を十分に発揮したものであること。
- 2 特定の個人若しくは団体への特別な利益を目的とした事業、又は特定の宗教団体若しくは政治団体への特別な利益を目的とした事業でないこと。但し、公益法人が行う公益目的事業及びその他の団体が行う公益目的事業に相当する事業を、広く支援する事業である場合はこの限りではない。

### （事業の方法）

第6 事業の実施に当たり、事業目的に従い、以下のような方法をとる必要がある。

- (1) 事業の質を確保するため、適切な措置をとること。
- (2) 事業の公正性を確保するため、仕組み、要件、基準などを設定し、適切に執行すること。
- (3) 事業の透明性を確保するため、事業の実施目的、内容、結果等について、適正に公表すること。

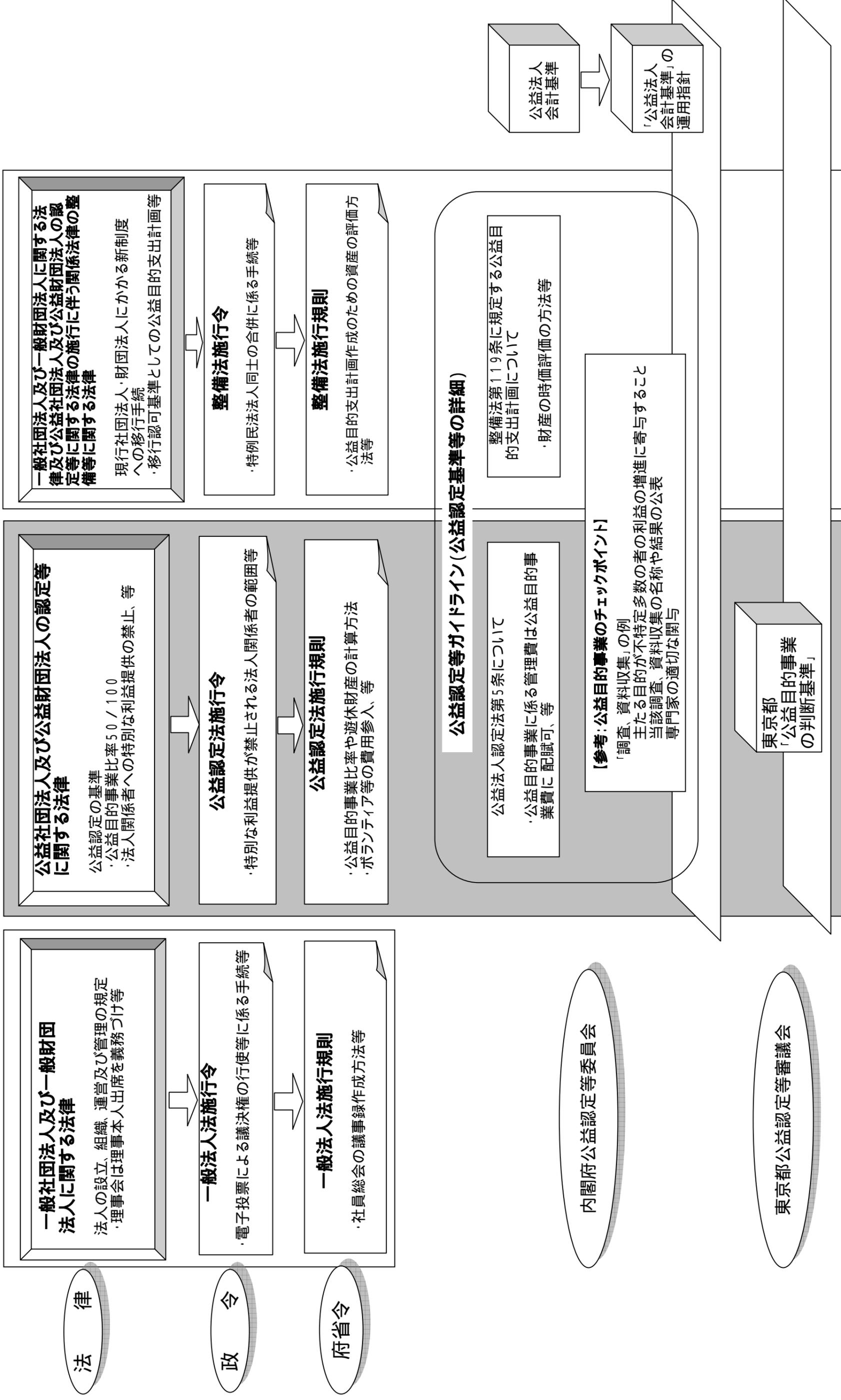
### （個別法との関係）

第7 公益目的事業の判断において、他の法人格を付与する個別法令がある場合は、その法令との関係について以下のとおりとする。

- (1) 広義の公益法人格を付与する法令のうち、医療法、社会福祉法、私立学校法、宗教法人法、更生保護事業法に基づく法人格を得ることができる団体にあつては、原則としてそれぞれの個別法に基づく法人として事業を行うことが適当である。また、事業を複合的に展開しているために個別法に基づく法人格を得ることができない団体が、本来事業と附帯事業を密接不

- 可分に実施している場合は、附帯事業を含めた事業全体について判断する。
- (2) 広義の公益法人格を付与する法令のほか、他の法令に基づいて法人格を得ることができる団体にあつては、それぞれの法令の趣旨を尊重し、当該法令の適用を優先することが適当である。

# 東京都「公益目的事業の判断基準」の位置づけ



# 公益法人の認定と公益目的事業の判断

## 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

### (公益法人の認定に関する基準)

#### 事業の実施について

主たる目的が「公益目的事業」を行うこと 第5条1号

- 「主たる」とは・・・その事業が事業全体の50/1000以上の比率を占めるものであること 第5条8号

- 公益目的事業の実施が収支相償で行なわれること 第5条6号

「公益目的事業」以外の事業について

- 公益目的事業の実施に影響を与えないこと 第5条7号
- 公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業

#### 適正な運営について

- 社員、理事等の関係者または営利事業者に特別の利益を与えないこと 第5条3号、4号
- 理事等の報酬を不当に高額なものとし、第5条13号
- 経理的基礎・技術的能力を有すること 第5条2号

#### 機関設計(内部統制システム)

- 同一親族が役員1/3以下 第5条10号
- 他の同一団体関係者が役員1/3以下 第5条11号
- 会計監査人の設置(一定規模以上の法人) 第5条12号
- 社員議決権の平等な取り扱い。理事会を設置。 第5条14号
- 法人および理事が欠格事由に該当していないこと 第6条

#### 財産の保有・処分について

- 遊休財産の保有制限 第5条9号
- 他の団体の意思決定に影響を及ぼす株式等を保有しないこと 第5条15号
- 不可欠な特定財産の処分についての定款の定め 第5条16号
- 公益認定取消し・清算時の残余財産の帰属先についての制限  
=類似的公益法人や国・地方公共団体等 第5条17、18号

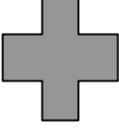
公益目的事業とは？

公益認定の  
基本理念

### 「公益目的事業」の判断基準

- 民間の団体(社団・財団法人)における自発的で多様な活動を促進すること
- 公益の増進に寄与するものとして、都民からの支持や支援を受けられるものであること
- 公益法人制度の社会的信用を損なわないこと

不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの



別表各号に掲げる事業

### 都の判断基準の策定

「事業の対象」  
(対象者、対象地域)

「事業の内容」  
(自発的活動、法令準拠等)

「事業の方法」  
(専門家の関与、情報開示等)

「個別法との関係」  
(医療法人、学校法人等)

「直接貢献する」

## 公益目的事業の判断基準（案）の逐条説明

### （目的）

第1 この基準は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）に基づき、東京都公益認定等審議会が公益認定を行うに当たり、その前提となる公益目的事業に関する判断基準を明らかにすることを目的とする。

### 【説明】

公益法人の認定基準は認定法第5条に示されており、その前提となる「公益目的事業」については認定法第2条第4号に「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう」と定めている。

内閣府公益認定等委員会の公益認定等ガイドラインでは、とりわけ「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の事実認定に当たっての留意点を、「公益目的事業のチェックポイント」として17の事業区分ごとに示している。このチェックポイントの性格は、「これに適合しなければ直ちに公益目的事業としないというような基準ではなく（中略）事実認定に当たっての留意点であり、公益目的事業か否かについては本チェックポイントに沿っているかを勘案して判断することとなる。」（「公益認定等ガイドライン」引用）と述べられており、判断の参考とするものである。

東京都公益認定等審議会は、法令に基づき、また国のガイドライン、チェックポイントを参考にしながら公益性の判断を行うが、都が所管する法人には、住民に対して直接に事業やサービスを行うものが多いなど、国が所管する法人とは異なった性格や活動を持つ場合がある。この基準は、都における地域特性や事業内容を踏まえて公益認定を行うために、公益目的事業の判断基準をより具体的に定めるものである。

(基本理念)

第2 公益目的事業の判断に当たっては、認定法第2条第4号の「別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」であるかを、以下の理念のもとに判断する。

- (1) 民間の団体(社団法人・財団法人)における自発的で多様な活動を促進するものであること。
- (2) 公益の増進に寄与するものとして、都民からの支持や支援を得られるものであること。
- (3) 公益法人制度の社会的信用を損なわないこと。

【説明】

公益目的事業の判断に当たっては、認定法第1条の「民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっている」という認識のもと、(1)~(3)を基本理念として、判断を行うものとする。なお、公益認定を受けた各団体においても、当理念に沿って事業を実施することが求められる。

(総合的判断)

第3 公益目的事業の判断に当たっては、当該事業の目的に照らして、対象、内容、方法等から総合的に判断する。

**【説明】**

公益目的事業の判断に当たっては、認定を受けようとする事業の目的に応じて、当該事業の対象、内容、方法等が適切であるかを検証した上で、「別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」事業であるかどうかを総合的に判断する。

この判断基準では、第4で事業の対象、第5で事業の内容、第6で事業の方法、第7で個別法との関係について、個別に判断基準を定めるものである。

(事業の対象)

第4 事業の対象については、以下のいずれかに該当している必要がある。

- (1) 事業の対象者について要件を課していないこと。
- (2) 事業の対象者について一定の属性や資格等の要件を課している場合は、事業の目的を実現するために必要な要件であると認められること。
- (3) 事業の対象者について法人の構成員のみに限定していないこと。但し、認定法の別表各号の事業目的に直接貢献する場合はこの限りではない。
- (4) 事業の対象地域が最小行政単位である区市町村区域以上であること。又は、その区域の歴史的経緯等から区市町村区域に準ずると認められるものであること。
- (5) 事業の対象が特定の施設や区域であっても、その施設や区域の利用者が主として区市町村区域と同等以上とされていること。

【説明】

(1) 事業の対象者に何の要件も課していない場合は「不特定かつ多数の者の利益」というのにふさわしい事業対象であることは明らかである。例えば、無料の相談事業や、美術館事業や図書館事業など、対象者に要件を課していない事業がある。

(2) 内閣府公益認定等委員会「公益認定等ガイドライン」では、「受益の機会が特定多数のものに限定されている場合」について「共益」として判断している（「公益認定等ガイドライン」チェックポイントの横断的注記）。

この基準では、これを(2)及び(3)に分け、(2)では、事業の対象者について、事業の目的を実現するため一定の要件を設けることは、社会通念上一般的であり、認められるべきであることを定めている。

具体例として、医療従事者を対象とした感染症に関する講習会や難病患者の支援を目的とした事業などがある。

(3) - 事業の対象者が法人の構成員のみに限定されているものは、原則として「共益」とであると判断する。この法人の構成員とは、社団法人における社員、財団法人における設立者及び賛助会員等をいう。

なお、形式上、構成員以外にも広く対象者を認める場合でも、実質上、もっぱら構成員に限られている場合には共益として扱う。

(参考)

現行の設立許可審査基準においても、平成8年9月20日の閣議決定を受け、以

下の事業を主たる目的とするものは、設立を認めていない(平成9年5月1日9総行指第9号「知事の所管に属する公益法人の設立許可審査基準」)。

- ・同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換、教養向上等
- ・特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済、相互扶助等

- (3) - 但書は、事業の対象者が団体の構成員に限定されている場合であっても、その事業が、認定法別表各号の目的に直接貢献するといった合理的理由がある場合の例外規定である。その場合は、不特定かつ多数の者の利益を増進している点に着目して公益性があると判断することができる。

(参考)

「公益認定等ガイドライン」の横断的注記に、以下の記載がある。

機会が限定されている場合でも、例えば別表各号の目的に直接貢献するといった合理的理由がある場合、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという事実認定をし得る。

- (4) 原則として、事業の対象地域は最小行政単位である区市町村区域以上とする。但し、それより狭い区域となっているものについても、その地域の成り立ちなどを勘案して区市町村区域に準ずると認められるものであるときは、公益性があると判断できる(例：東京旧35区、地域自治区(地方自治法第202条の4、市町村の合併の特例等に関する法律第23条))。

なお、事業の対象地域が要件として明示されていなくとも、利用者が一定の地域に事実上限定される場合は実態に応じて判断する。

- (5) 具体例として、事業内容が公園等特定の施設や区域に対するボランティア清掃の場合、事業の直接の対象は公園等の施設であるが、その施設が、広く区市町村区域以上の住民に利用されている場合は、公益性があると判断できる。

(事業の内容)

第5 事業は、認定法の別表各号に掲げる事業分野であり、以下の各号のいずれかに該当し、かつ認定法第1条の目的及びこの基準の第2に掲げる基本理念に沿う内容(規模を含む)のものであることが必要である。

- (1) 社会経済情勢の変化や多様な住民ニーズに対応して、民間の団体が自発的に行う事業については、広く社会に利益をもたらすものであること。
  - (2) 公共の福祉に直接貢献することを目的として、法令により民間の団体が行うものとされている事業及び補助金等により民間の団体が行うことを促進する事業については、当該法令又は補助金等の目的及び要件に準拠していること。
  - (3) 前号に掲げる事業と類似の事業については、その事業目的等に応じて、社会にもたらす利益が同等以上のものであること。
  - (4) 行政からの受託事業については、公共の福祉に直接貢献することを目的として民間の団体の専門性・効率性を十分に発揮したものであること。
- 2 特定の個人若しくは団体への特別な利益を目的とした事業、又は特定の宗教団体若しくは政治団体への特別な利益を目的とした事業でないこと。但し、公益法人が行う公益目的事業及びその他の団体が行う公益目的事業に相当する事業を、広く支援する事業である場合はこの限りではない。

【説明】

1 公益目的事業の内容(規模を含む)について、認定法別表各号に掲げる事業分野であること、認定法第1条の目的及びこの判断基準第2に掲げる基本理念に沿うものであることを求めるものである。

- (1) 社会経済情勢の変化等に応じて民間の団体が自発的に行う事業については、公益目的事業の判断に当たり、一定の内容及び内容を実現するためにふさわしい規模を求めるものである。
- (2) 現行制度上、法令によって民間の団体(社団法人、財団法人等)が行うものと規定されている事業がある。また、法令の定めではないが補助金等によって民間の団体が行うことを促進している事業も多い。法令や補助金等で定められた事業であれば全て公益目的事業と判断するということではなく、公益性の判断に当たっては、公共の福祉に直接貢献することを目的とすること、その内容、規模及び実施方法等が法令や補助金等の定めに基づいていることが必要である。

なお、「直接貢献する」とは、事業の実施が公共の福祉の向上に具体的に効

果を及ぼすことをいい、内部事務だけを行う場合など事業効果が波及的・間接的にすぎないものは除く。

(参考)

法令で民間団体が行うこととしている事業には次の例がある。

・高齢者等の雇用の安定等に関する法律 / シルバー人材センター事業

(3) 法令や補助金等によらないが前号に類似した内容の事業については、その目的に応じて、社会全体に対する利益が同等以上である場合に公益性を認めることが妥当である。

(4) 民間の団体の専門性・効率性を十分に発揮した事業の例として、以下のようないものが考えられる。

・公の施設の管理運営（「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」をいう（地方自治法第244条第1項））

・区市町村が委託する休日夜間診療体制の整備

なお、事業が内部的な事務の委託や定型的作業の委託のみの場合は公益目的事業として判断しない。また、受託した業務すべてを外部委託するような場合は、その団体が行うこととは認められないので、公益目的事業として判断しない。

2 - 認定法第2条で、公益目的事業は「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう」と定めていることから、当然のことであるが、特定の個人又は団体の利益を目的とした事業は、公益目的事業とは認められない。

2 - 特定の宗教団体及び政治団体については、2 - に加え、以下の配慮が必要である。現行の民法第34条では「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。」と定めている。一方、認定法別表各号には「祭祀、宗教」は盛り込まれていない。認定法と同様に公益的な法人格を与える特定非営利活動促進法においては、第2条で、宗教の教義を広め、儀式行事を行うことなどを主たる目的とする団体でないことを求めている。これらの法制を考慮し、認定法には直接の規定はないが、憲法上の「信教の自由」及び「集会、結社、表現の自由」の保障にかんがみて、公益法人制度による管理監督を及ぼすことは慎重にすべきであることから定めたものである。

なお、これは公益目的事業についての要件であり、団体の欠格事由を定めるものではないので、これらの事業を団体が行うことまでを禁止する趣旨ではない。

(参考)

特定非営利活動促進法第2条第2号

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと

ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものではないこと

2 - 公益法人が行う公益目的事業への支援は認定法第5条第4号但書で認められている。また、ボランティア団体等の行う公益目的事業に相当する事業への助成事業は、公益目的事業として一般的に想定されるものである。ここでは、それらについて排除するものでないことを明記した。

(参考)

認定法第5条第4号

その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定めるものに対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

(事業の方法)

第6 事業の実施に当たり、事業目的に従い、以下のような方法をとる必要がある。

- (1) 事業の質を確保するため、適切な措置をとること。
- (2) 事業の公正性を確保するため、仕組み、要件、基準などを設定し、適切に執行すること。
- (3) 事業の透明性を確保するため、事業の実施目的、内容、結果等について、適正に公表すること。

【説明】

第6では、内閣府公益認定等委員会が「公益目的事業のチェックポイント」において示した留意点のうち、もっぱら事業の方法について定めた。

- (1) 事業の質を確保するための措置の例としては、以下のようなものが挙げられる。
  - ・博物館事業における展示や資料収集についての専門家の関与
  - ・調査・統計事業についての専門家の関与
- (2) 事業の公正性を確保するための措置の例としては、以下のようなものが挙げられる。
  - ・資格付与・検査検定事業における審査・選考基準の設定や利害関係者を排除する仕組みの採用
  - ・助成事業における助成対象者の選考についての専門家の関与
- (3) 公益目的事業については、事業の実施目的、内容、結果等を適正に情報開示することが必要である。但し、個人情報保護や守秘義務など、非公開とすることについて合理的な理由がある場合は除く。

( 個別法との関係 )

第7 公益目的事業の判断において、他の法人格を付与する個別法令がある場合は、その法令との関係について以下のとおりとする。

- (1) 広義の公益法人格を付与する法令のうち、医療法、社会福祉法、私立学校法、宗教法人法、更生保護事業法に基づく法人格を得ることができる団体にあつては、原則としてそれぞれの個別法に基づく法人として事業を行うことが適当である。また、事業を複合的に展開しているために個別法に基づく法人格を得ることができない団体が、本来事業と附帯事業を密接不可分に実施している場合は、附帯事業を含めた事業全体について判断する。
- (2) 広義の公益法人格を付与する法令のほか、他の法令に基づいて法人格を得ることができる団体にあつては、それぞれの法令の趣旨を尊重し、当該法令の適用を優先することが適当である。

【説 明】

- (1) 現在、一般的には医療法人（医療法）、社会福祉法人（社会福祉法）、学校法人（私立学校法）が行っている事業を、民法34条に基づく法人が実施している事例が少なくない。この理由の一つとして、個別法が未制定の時期などに法人格を得るために民法34条に基づく公益法人制度が活用された経緯がある。この基準においてはこれらの経緯を整理し、本来、個別法に基づく事業を実施するに当たっては、個別法の趣旨にかんがみ、それぞれの法に基づく法人によって実施されることが適当である。

なお、平成20年度の税制改正等の法制度においても、公益法人制度改革に併せて諸々の改正等の整備が行なわれており、民法34条法人が個別法に基づく法人へ移行することは、税負担における適正な対応となる。

- (2) 前号のほか、他の法令に基づいて法人格を得ることができる団体にあつては、それらの法令が当該団体に共通した特性等を前提として特別に規定しているものであることから、当該法令の適用を優先することが適当である。

( 例 )

- ・地方自治法第260条の2に規定する「地縁団体」

## 東京都公益認定等審議会条例

平成十九年三月十六日  
東京都条例第三十一号

## (設置)

第一条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。以下「法」という。）第五十条第一項の規定に基づき、公益社団法人及び公益財団法人の公益認定に関する事項等を調査審議するため、知事の附属機関として東京都公益認定等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (組織)

第二条 審議会は、委員三人以上七人以内をもって組織する。

## (委員の任命)

第三条 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

## (委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。

## (職権の行使)

第五条 委員は、独立してその職権を行う。

## (委員の身分保障)

第六条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

## (委員の服務)

第七条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

## (会長)

第八条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## ( 専門委員 )

第九条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

## ( 部会 )

第十条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## ( 議事 )

第十一条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第一項及び前項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## ( 委任 )

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、法附則第一項第二号に掲げる法第五十条第二項の規定の施行の日から施行する。